

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月13日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社モブキャスト
【英訳名】	mobcast inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藪 考樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】	03-5414-6830
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 原田 一進
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目8番10号
【電話番号】	03-5414-6830
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 原田 一進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期連結 累計期間	第11期 第2四半期連結 累計期間	第10期
会計期間	自平成25年1月1日 至平成25年6月30日	自平成26年1月1日 至平成26年6月30日	自平成25年1月1日 至平成25年12月31日
売上高 (千円)	2,600,051	2,032,546	5,179,104
経常利益又は経常損失 () (千円)	53,403	213,507	404,044
四半期純利益又は当期純損失 () (千円)	2,087	158,672	657,116
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	3,446	156,553	667,263
純資産額 (千円)	2,528,614	2,240,041	1,974,389
総資産額 (千円)	3,656,780	3,640,145	3,526,415
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 () (円)	0.16	11.41	48.34
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 (円)	0.15	11.20	-
自己資本比率 (%)	67.39	61.32	51.96
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	563,811	705,685	749,129
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	576,375	183,168	1,020,310
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (千円)	469,960	117,916	924,414
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	938,934	1,408,065	768,021

回次	第10期 第2四半期連結 会計期間	第11期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 () (円)	3.23	10.44

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 平成25年6月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割いたしました。当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定し、1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに加えて、下記のリスクを認識しております。

(ソフトウェアに関連する減損損失等の発生リスク)

当社グループが開発し配信するゲームタイトルにおいては、ユーザーの嗜好性の変化などの理由により当初想定通りに収益が上がらない可能性があります。当社グループにおいては、ユーザーに満足いただけるコンテンツの開発に努めておりますが、開発・配信したコンテンツがユーザーに受け入れられなかった場合には、開発したソフトウェアについて減損損失やソフトウェア除却損が発生し、当社グループの業績および財政状況に影響を与える可能性があります。

(為替変動によるリスク)

海外子会社の財務諸表は現地通貨にて作成されますが、連結財務諸表上は円換算されます。為替相場の変動により為替差損益が発生するため、当社グループの業績および財政状況に影響を与える可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

モバイルインターネット市場は、スマートフォンの急速な普及により、人々が日常的にインターネットに接触する機会が増加し、インターネットは生活インフラに近づきつつあります。これに伴い、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の利用者も急拡大しております。

このような事業環境の下、当社は、第1四半期連結会計期間に引き続き、自社運営モバイルプラットフォーム「m o b c a s t」の機能強化と、モバイルソーシャルゲームの開発及び運営に取り組みました。

自社開発ゲームコンテンツとして、株式会社コーエーテクモゲームスとの共同開発タイトルである「モバノブ 信長の野望～」の配信を開始いたしました。外部ディベロッパー製ゲームコンテンツとしては、株式会社インターグロウ製「釣りっば」、株式会社メディアドゥ製「BADBOYS」、クローバーラボ株式会社製「みんなでまおう」、株式会社メディアドゥ製「花の慶次 ~カードバトル傾奇御免~」、株式会社モバイルファクトリー製「漆黒のレガリア」、株式会社WHRP製「聖剣伝ラグナ・クロス」及び株式会社スパイク・チュンソフト製「喧嘩番長 全国制覇」の配信を開始いたしました。また、韓国で展開しているモバイルプラットフォームにおいて、株式会社アクロディア製「サッカー韓国代表2014ヒーローズ」の配信を開始いたしました。さらに、株式会社gumiと共同で開発したネイティブアプリ「チェインイレブン ワールドクランサッカー」iOS版の配信を、日本、韓国及び中国で開始いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は前年同期と比較し567,505千円減少し2,032,546千円（前年同期比21.8%減少）、営業利益は前年同期と比較し151,224千円増加の212,107千円（同248.4%増加）となりました。

営業外収益として受取利息1,263千円、投資事業組合運用益4,974千円、還付加算金4,786千円等を、営業外費用として支払利息4,982千円、株式交付費6,372千円等を計上した結果、経常利益は前年同期より160,104千円増加し213,507千円（同299.8%増加）となりました。

また、特別利益として、行使条件に該当しなくなった新株予約権の無償取得及び消却により新株予約権戻入益205,513千円及び事業譲渡益45,289千円を計上しております。一方、特別損失として、採算性の低いゲームタイトルの運営停止に伴う減損損失74,353千円、連結子会社で行った事業譲渡、及び、当社並びに連結子会社保有ゲームの配信停止に伴う固定資産除却損75,869千円、配信終了が決定したタイトルに係る最低保証ロイヤリティ等の解約違約金53,484千円を計上、また、法人税等25,154千円及び法人税等調整額75,238千円を計上した結果、四半期純利益は前年同期より156,585千円増加し、158,672千円となりました。

(2) 財政状態に関する定性的情報

財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度より113,730千円増加し、3,640,145千円となりました。

(資産の部)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度より219,684千円増加し、2,177,597千円となりました。主な内訳は、「現金及び預金」の増加640,044千円であります。また、固定資産は、前連結会計年度より105,954千円減少し、1,462,548千円となり、主な内訳は、「のれん」の減少60,545千円であります。

(負債の部)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度より82,814千円減少し、1,052,885千円となり、主な内訳は、「未払金」の減少62,252千円であります。また、固定負債は、前連結会計年度より69,107千円減少し、347,218千円となり、主な内訳は、「長期借入金」の減少66,662千円であります。

(純資産の部)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度より265,651千円増加し、2,240,041千円となりました。主な内訳は、「資本金」の増加121,705千円、「資本剰余金」の増加121,380千円及び「利益剰余金」の増加158,672千円であります。

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は1,408,065千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動により獲得した資金は、705,685千円となりました。未払金の減少等により資金が減少し、法人税等の還付額により資金が増加したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動により使用した資金は、183,168千円となりました。主な支出要因は、ゲームコンテンツソフトウェアの開発に伴う無形固定資産の取得による支出262,080千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動により獲得した資金は、117,916千円となりました。長期借入金の返済126,778千円等により資金が減少し、株式の発行239,903千円等により資金が増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,500,000
計	45,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,167,808	14,168,808	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は、 100株であります。
計	14,167,808	14,168,808	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成26年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第20回新株予約権

決議年月日	平成26年3月12日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,062
新株予約権の行使期間	自 平成26年4月3日 至 平成28年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,062 資本組入額 531
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式500,000株とする（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。）。

但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

2. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

(1) 当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}$$

$$\text{調整後割当株式数} =$$

$$\text{調整後行使価額}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,062円とする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 行使価額の修正

(1) 当社は平成26年4月3日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。

但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、676円とする。下限行使価額は、規定を準用して調整される。

なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合

本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

割当先との間で締結する予定のコミットメント契約書に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

(2) 本項(1)号に定める修正後の行使価額の算出において、通知日に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該通知日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}$$

- 「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

第21回新株予約権

決議年月日	平成26年 3月12日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,737
新株予約権の行使期間	自 平成26年 4月 3日 至 平成28年 4月 1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,737 資本組入額 869
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式500,000株とする（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。）。

但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

2. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

(1) 当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}$$

$$\text{調整後割当株式数} =$$

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,737円とする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 行使価額の修正

(1) 当社は平成26年4月3日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。

但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、676円とする。下限行使価額は、規定を準用して調整される。

なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合

本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

割当先との間で締結する予定のコミットメント契約書に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

(2) 本項(1)号に定める修正後の行使価額の算出において、通知日に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該通知日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}$$

- 「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

第22回新株予約権

決議年月日	平成26年 3月12日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,895
新株予約権の行使期間	自 平成26年 4月 3日 至 平成28年 4月 1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,895 資本組入額 1,448
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)

1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式500,000株とする（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。）。

但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

2. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

（1）当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}$$

$$\text{調整後割当株式数} =$$

$$\text{調整後行使価額}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（2）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

（3）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

（1）本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（2）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初2,895円とする。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 行使価額の修正

（1）当社は平成26年4月3日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。

但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、676円とする。下限行使価額は、規定を準用して調整される。

なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実及び同法第167条第2項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合

本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合

割当先との間で締結する予定のコミットメント契約書に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

（2）本項（1）号に定める修正後の行使価額の算出において、通知日に行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該通知日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

6. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{時価}}$$

- 「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号又はによる行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号に定める時価を下回る価額になる場合

- () 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第12項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成26年4月1日～平成26年6月30日(注)1	276,000	14,167,808	121,380	817,348	121,380	650,898

(注)1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
藪 考樹	東京都港区	5,488,000	38.73
株式会社ビットアイル	東京都品川区東品川二丁目5番5号	450,000	3.17
ハクバ写真産業株式会社	東京都千代田区九段北一丁目12番13号	400,000	2.82
頼定 誠	東京都世田谷区	294,000	2.07
海老根 智仁	神奈川県逗子市	286,000	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	263,100	1.85
高森 浩一	京都府向日市	214,000	1.51
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	199,200	1.40
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン (インターナショナル) リミテッド 131800 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2-4、RUE EUGENE RUPPERT、L-2453 LUXEMBOURG、GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区月島四丁目16番13号)	190,900	1.34
佐藤 崇	東京都中央区	170,000	1.19
計		7,955,200	56.14

(注) ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者であるブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー並びにブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッドから、平成26年7月4日付の大量保有報告書の送付があり、平成26年6月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有 割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	291,900	2.06
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大使館 セニガーバーク L 2,633 ルート・ドゥ・トレベ6D	38,200	0.27
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユークー)リミテッド	〒EC2N 2DL 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12	43,600	0.31

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,300	13	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,164,300	141,643	一単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	2,208	-	-
発行済株式総数	14,167,808	-	-
総株主の議決権	-	141,656	-

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
B Dash Fund 1号 投資事業有限責任組合	東京都港区	-	1,300	1,300	0.01%
計	-	-	1,300	1,300	0.01%

(注) 他人名義で所有している理由等

当社が出資している「B Dash Fund 1号投資事業有限責任組合」が保有している株式のうち、当社持分相当であります。

2【役員の状況】

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役経営企画室最高顧問	取締役社長室最高顧問	海老根 智仁	平成26年4月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人A & Aパートナーズによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	768,021	1,408,065
売掛金	598,304	508,280
その他	592,615	261,895
貸倒引当金	1,029	645
流動資産合計	1,957,912	2,177,597
固定資産		
有形固定資産	74,558	63,696
無形固定資産		
のれん	721,017	660,472
その他	442,288	380,100
無形固定資産合計	1,163,306	1,040,572
投資その他の資産	330,638	358,279
固定資産合計	1,568,502	1,462,548
資産合計	3,526,415	3,640,145
負債の部		
流動負債		
短期借入金	300,001	300,003
1年内返済予定の長期借入金	250,012	189,896
未払金	415,882	348,630
賞与引当金	51,114	45,300
その他	118,690	169,055
流動負債合計	1,135,700	1,052,885
固定負債		
長期借入金	408,345	341,683
退職給付引当金	7,980	5,535
固定負債合計	416,325	347,218
負債合計	1,552,026	1,400,104
純資産の部		
株主資本		
資本金	695,643	817,348
資本剰余金	646,447	767,828
利益剰余金	502,124	660,796
自己株式	1,645	1,645
株主資本合計	1,842,570	2,244,328
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	10,147	12,266
その他の包括利益累計額合計	10,147	12,266
新株予約権	141,966	7,979
純資産合計	1,974,389	2,240,041
負債純資産合計	3,526,415	3,640,145

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	2,600,051	2,032,546
売上原価	1,011,632	1,129,538
売上総利益	1,588,419	903,008
販売費及び一般管理費	1,527,535	690,900
営業利益	60,883	212,107
営業外収益		
受取利息	495	1,263
投資事業組合運用益	-	4,974
還付加算金	-	4,786
その他	835	1,813
営業外収益合計	1,332	12,838
営業外費用		
支払利息	721	4,982
株式交付費	3,592	6,372
撤退事業関連損失	2,859	-
その他	1,639	82
営業外費用合計	8,812	11,437
経常利益	53,403	213,507
特別利益		
事業譲渡益	-	45,289
新株予約権戻入益	-	205,513
特別利益合計	-	250,802
特別損失		
固定資産除却損	16,576	75,869
減損損失	-	74,353
解約違約金	-	53,484
事務所移転費用	12,384	-
その他	-	1,537
特別損失合計	28,960	205,245
税金等調整前四半期純利益	24,442	259,064
法人税、住民税及び事業税	18,430	25,154
法人税等調整額	3,924	75,238
法人税等合計	22,355	100,392
少数株主損益調整前四半期純利益	2,087	158,672
四半期純利益	2,087	158,672

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,087	158,672
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,359	2,118
その他の包括利益合計	1,359	2,118
四半期包括利益	3,446	156,553
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,446	156,553

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	24,442	259,064
減価償却費	61,372	163,283
減損損失	-	74,353
のれん償却額	19,051	19,493
株式報酬費用	50,202	63,546
固定資産除却損	16,576	75,869
貸倒引当金の増減額(は減少)	595	384
賞与引当金の増減額(は減少)	38,562	3,226
受取利息及び受取配当金	495	1,264
支払利息	721	4,982
投資事業組合運用損益(は益)	-	4,974
事業譲渡損益(は益)	-	45,289
新株予約権戻入益	-	205,513
解約違約金	-	53,484
売上債権の増減額(は増加)	65,855	89,842
前払費用の増減額(は増加)	253,164	15,304
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	43,901	123,646
未払又は未収消費税等の増減額	71,529	100,298
その他	27,747	45,507
小計	65,153	459,106
利息及び配当金の受取額	495	4,094
利息の支払額	721	4,987
法人税等の支払額	498,431	934
法人税等の還付額	-	248,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	563,811	705,685
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	76,289	-
有形固定資産の売却による収入	-	136
無形固定資産の取得による支出	408,694	262,080
投資有価証券の取得による支出	50,000	25,000
敷金及び保証金の差入による支出	29,891	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	1,211
貸付けによる支出	71,000	-
貸付金の回収による収入	59,000	-
事業譲渡による収入	-	102,564
その他	500	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	576,375	183,168
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	2
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	52,031	126,778
株式の発行による収入	21,991	239,903
新株予約権の発行による収入	-	4,789
財務活動によるキャッシュ・フロー	469,960	117,916
現金及び現金同等物に係る換算差額	372	389
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	669,854	640,044
現金及び現金同等物の期首残高	1,593,919	768,021
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	14,869	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	938,934	1,408,065

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社でありました株式会社モブキャストグローバルは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
投資その他の資産	6,300	6,300

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
広告宣伝費	848,559千円	102,000千円
回収代行手数料	274,248	197,958
賞与引当金繰入	7,723	9,293

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	938,934千円	1,408,065千円
現金及び現金同等物	938,934千円	1,408,065千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)

株主資本の金額の著しい変動

新株予約権の行使による新株発行に伴い、当第2四半期連結会計期間において資本金が121,705千円、資本剰余金が121,380千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が817,348千円、資本剰余金が767,828千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)

当社は、モバイルスポーツメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)

当社は、モバイルスポーツメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業名称及びその事業の内容

吸収合併存続会社

名称：株式会社モブキャスト

事業の内容：オンラインゲームの開発、運営

吸収合併消滅会社

名称：株式会社モブキャストグローバル

事業の内容：オンラインゲームの開発、運営

(2) 企業結合日

平成26年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、株式会社モブキャストグローバル(当社の連結子会社)を吸収合併消滅会社とし、当社は存続し、株式会社モブキャストグローバルは解散いたしました。

(4) 結合後の企業の名称

株式会社モブキャスト

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社は、意思決定のスピードを上げ、機動性を向上させ、海外展開を加速させることを目的とし、平成25年11月1日開催の取締役会において、株式会社モブキャストグローバルと合併することを決議しました。また、同日付で両社は合併契約を締結し、株式会社モブキャストについては平成26年3月26日の定時株主総会において当該合併議案を承認、株式会社モブキャストグローバルについては会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	0円16銭	11円41銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	2,087	158,672
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	2,087	158,672
普通株式の期中平均株式数(株)	13,445,823	13,897,205
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	0円15銭	11円20銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	414,076	268,633
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		平成26年3月12日付の取締役会決議による第20回乃至第22回新株予約権(株式の数 1,500,000株) 概要は、「第3提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 平成26年6月18日付の取締役会決議による第17回乃至第19回新株予約権の消却 第17回新株予約権 新株予約権の個数 1,740個 株式の数 348,000株 発行価額 無償 第18回新株予約権 新株予約権の個数 540個 株式の数 108,000株 発行価額 無償 第19回新株予約権 新株予約権の個数 550個 株式の数 55,000株 発行価額 無償

(注)平成25年6月1日付をもって、1株につき2株の割合にて株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. ストックオプションとして発行する新株予約権

第23回新株予約権

当社は、平成26年6月18日開催の当社取締役会において、平成26年7月3日付で、当社従業員及び当社子会社従業員に対して、第23回新株予約権の割当を行っております。

新株予約権の数：3,121個

新株予約権の発行総額：33,394千円

新株予約権の目的となる株式の種類及び数：普通株式312,100株

新株予約権の払込金額：1個当たり10,700円

新株予約権の権利行使価格：1株当たり1,086円

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額：338,940千円

新株予約権の行使時の資本組入額：543円

新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額の総額：169,470千円

新株予約権の割当日：平成26年7月3日

新株予約権を発行する理由：当社グループ従業員の当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るため

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

株式会社モブキャスト
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース

指定社員 公認会計士 齊藤 浩 司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加賀美 弘 明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モブキャストの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モブキャスト及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。